

第6章 貸付契約の解除

修学生が以下の状況となった場合、貸付契約は解除されます。原則として、貸付けた修学資金は契約解除の通知を受けた翌月から返還となりますので、修学生及び養成施設は届出等必要な手続きを速やかに行ってください。

1. 貸付契約の解除

(1) 契約解除の事由・提出書類

契約解除の事由	提出書類
1. 養成施設を退学した	停学・復学・退学等届
2. 心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなると認められる ^{※9}	停学・復学・退学等届 医師の死亡診断書
3. 死亡した ^{※9}	死亡届 医師の死亡診断書
4. 学業成績が著しく不良になったと認められる	状況に応じて
5. 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けた	—
6. 貸付けを受けることを辞退した ^{※10}	辞退届
7. その他貸付の目的を達する見込みがなくなると認められる ^{※9}	状況に応じて

※9 状況により、貸付金のうち全部または一部免除される場合があります。

※10 養成施設在学中は猶予も可能です。

2. 契約解除後の返還または返還猶予・免除の手続き

(1) 返還手続き

貸付契約が解除となった場合、原則として返還となります。「返還の章」をご参照ください。

(2) 返還の履行猶予手続き

契約解除後も養成施設に在学する場合は、卒業まで返還を猶予することができます。「返還猶予の章」をご参照ください。

(3) 貸付金の免除手続き

修学生が死亡した場合や、心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなった場合は、原則返還ですが、状況により返還すべき貸付金の全部または一部免除の申請をすることができます。「返還免除の章」をご参照ください。

3. 書類の提出

(1) 修学生に貸付契約解除の事由が発生した場合、速やかに必要な届等を提出するようご指導ください。

(2) 養成施設は、修学生から届等の提出を受け、当該届にその事実を証明（養成施設所定の証明書を添付しても構いません）し、横浜市社協にご提出ください。

(3) 横浜市社協は届に基づき、契約解除を決定し、養成施設を通じて修学生に通知します。